
新しい道州制

—「地域主権」実現のために—

東京大学大学院
公共政策学教育部

武藤 淳
Jun Muto

「道州制」を巡っては、2006年2月に第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」を示し、2008年3月には、道州制ビジョン懇談会が中間報告を公表したことで、現在導入が目指されている道州制の姿が具体的なものとなりつつある。また、政党・経済団体・知事等、各方面から道州制への移行が主張されており、道州制の導入は、かつてない程に現実味を帯びてきている。それでもなお、「道州制」の内容は論者によってまちまちである。ただ、「道州」を都道府県に代わる広域自治体と位置付け、「道州」と「基礎自治体(市町村)」の「二層制」とするという点においては、多くの道州制案が一致している。私は、東京一極集中の解消による国家的リスクの分散等の観点から、道州制に賛成である。しかし、私は敢えて、「道州」・「府県」・「市町村」から成る「三層制」の道州制を提案したい。すなわち、現行の「府県制」を廃止することなく、新たに、広域自治体としての「道州」を設置するのである。それは、道州制に批判的な人々から主張されている、「二層制」の道州制が抱える問題点を解決し、また、道州制へスムーズに移行するためである。事実、イタリアやフランス等、「三層制」を採用している国もあり、これらの国々の制度は大いに参考になろう。私は、我が国の政治・行政、社会、文化にしっかりと根付いている府県を活かしてこそ、真の「地域主権」が実現できると考える。

はじめに

「道州制」という用語の意義は、時代や論者によって様々であり、かつては、中央集権化を進める方策として考えられたこともあった。しかし、現在は、道州制を導入すべきであるという議論は、専ら地方分権改革の流れの中で唱えられており、2006年2月に第28次地方制度調査会が「道州制のあり方に関する答申」を示し、2008年3月には、道州制ビジョン懇談会が中間報告を公表したことで、現在導入が目指されている道州制の姿が具体的なものとなりつつある。また、政党・経済団体・知事等、政財界を始めとする各方面から道州制への移行が主張されており、道州制の導入は、かつてないほどに現実味を帯びてきている。それでもなお、「道州制」の中身は論者によってまちまちである。ただ、「道州」を都道府県に代わる広域自治体と位置づけ、「道州」と「基礎自治体（市町村）」の「二層制」とするという点においては、多くの道州制案が一致している。

一方で、道州制導入に対しては、依然として反対論も根強く、事実、数多くの問題点が存在すると思われる。しかし、私は、一般に指摘されている問題点の多くは、「三層制」にすることで解決できると考えている。そこで以下では、まず、道州制導入論議の現状と道州制導入の目的を踏まえた上で、「二層制型道州制」のどこに問題があり、「三層制型道州制」にすることによって何故解決できるのかについて述べる。その後、「三層制型道州制」の具体的な「かたち」を示すこととする。

1. 道州制導入論議の現状

道州制導入を巡る論議は、現在、正に百家争鳴の様を呈しているが、本章では、道州制導入論議の現状を把握する上で最も重要であると思われる、第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」と道州制ビジョン懇談会の中間報告について、触れることにする。

- (1) 第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」

道州制の意義について、第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」における道州の位置づけは、以下のようなものである。

広域自治体として、現在の都道府県に代えて道又は州（仮称。以下「道州」という。）を置く。地方公共団体は、道州及び市町村の二層制とする。道州は、基礎自治体たる市町村と適切に役割分担しつつ、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする¹。

ポイントは、道州を広域自治体と位置づけていることと、道州を都道府県に代えて置くこと、従って、地方公共団体は道州及び市町村の二層制としたことである²。

- (2) 道州制ビジョン懇談会の中間報告

道州制ビジョン懇談会の中間報告によれば、道州制導入のプロセスとして、まずは現行制度下で、地方分権改革や行財政改革を着実、迅速、効果的に推進するとともに、国民理解の促進と、政治による強力なリーダーシップが必要であり、また、道州制特区制度を活用するとしている。移行方法としては、全国一律に移行することが望ましく、2018年までに道州制に完全移行すべきであるとされている。このため、2010年に「道州制基本法（仮称）」の原案を作成し、翌年の通常国会に提出する必要があるとし、この法律に基づき、検討機関を設置することとされ

ている³。

そして、平成 21 年度中に最終報告を予定しており、道州制の導入時期及び工程表について、最終報告書で明示されることになっている⁴。

なお、本中間報告は、二層制を当然の前提としていると思われる。

2. 道州制導入の目的

本章では、道州制を導入する目的として、一般的に主張されているものとして、以下の 2 点を取り上げる。なお、この点については、層の数の問題を含めた見解の相違に関わりなく、ほとんどの論者に共通しているものと思われる。なお、「道州制ビジョン懇談会中間報告」においては、「時代に適応した『新しい国のかたち』をつくる」ことを道州制の理念として掲げ、目的として、(ア) 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化、(イ) 国際競争力の強化と経済・財政基盤の確立、(ウ) 住民本位の地域づくり、(エ) 効率的・効果的行政と責任ある財政運営、(オ) 安全性の強化を挙げている⁵。

(1) 中央集権・東京一極集中の解消

道州制を導入する第一の目的は、現在の中央集権的な体制、そして、それに由来する東京一極集中を解消することであると言えよう。住民にとって政治・行政を身近なものとし、自分達の地域の課題は自分達で決められる。従って、その地域に合った政策を実行していくことが可能となる。また、それによって、東京ばかりが繁栄して地方は疲弊するという状況から脱却できる。さらには、政治・行政の拠点が複数設置されることによって、大規模災害等の国家的リスクを分散させるといった、危機管理上の観点からも非常に重要である。

(2) 国内外における競争力の強化

道州は、広域自治体として、原則としてこれまでの府県よりも大きな面積を有することになるとも

に、一主権国家並みの権限を握ることとなるため、各道州が独自性を発揮でき、道州間における「善政競争」⁶が期待できる。その結果として日本全体が活性化し、日本の国際競争力の向上にもつながり、経済の発展によって、我が国に多大な利益をもたらすであろう。

3. 何故、「三層制」なのか

2. で述べたように、道州制導入の意義は非常に大きいと思われる。それでは何故、私が、一般的に唱えられている「二層制型道州制」よりも、「三層制型道州制」の方が望ましいと考えるのかについて、以下において、「二層制型道州制」のデメリットと、それと表裏一体の関係にある「三層制型道州制」のメリットを比較する形で、論じることとする。

(1) 「二層制型道州制」のデメリット

本節では、「二層制型道州制」のデメリットとして、主に考えられるものを指摘する。

①住民との距離が広がる

まず、よく指摘される問題点として、広域自治体と住民との距離が広がってしまうという点が挙げられる。道州は、原則として数県が事実上合併する形で設置される。従って、住民に行政サービスを提供するに当たって、きめ細かな対応ができなくなったり、地方自治の本旨の一つである住民自治が形骸化してしまう虞がある。これに類似した問題は、「平成の大合併」と呼ばれる近年の一連の市町村合併によって誕生した大規模な市の一部において、現に指摘されている。広域自治体の場合、必ずしも、市町村のように「住民の顔が見える」ことが要求されているわけではないであろうが、それでも、住民との距離が広がりすぎるのは好ましくない。この点に関して、これまで国が行っていたことを道州が、都道府県が行っていたことを基礎自治体が行うことになるので、むしろ住民との距離は縮まるとの主張があるが、やはりここで重視すべきなのは、権限の問題よりも、

政治・行政主体と住民との距離の問題であると考え
る。

②新たな一極集中が発生する

道州制導入の目的の一つとして、「東京一極集中」の解消が主張されている。しかし、府県を廃止して道州を設置すれば、州都を除く旧府県庁所在地は一地方都市にすぎなくなる。すると、各州の州都を中心とする新たな一極集中が出現することになりかねない。このような問題も、「平成の大合併」に関して指摘されている。すなわち、合併の結果、新たな市の中心部となった地域は発展しているものの、周辺的な地域となった旧市町村は、合併によってむしろ衰退してしまったという所もある。事実上、府県が合併する形で道州を設置する「二層制型道州制」では、これと同様の事態が、さらに大規模な形で起きる可能性が高いと思われる。これでは、ますます疲弊してしまう地域が増え、都市と地方の格差は、むしろ拡大してしまう虞がある。さらに、「地方分権」の名の下に、道州に過度の権限を付与すれば、道州政府に権力が集中し、いわば「ミニ中央集権」ともいえる状況になることも考えられる。

③更なる市町村の大合併が前提とされている

一般的に、道州制の導入に向けては、大規模な基礎自治体の再編が予定されている。再編後の基礎自治体の数は論者によってまちまちであるが、「二層制型道州制」を主張する論者について言えば、概ね300から1000程度と思われる。しかし、そのような更なる市町村の大合併は可能であろうか。可能であるとしても、果たして適切であろうか。これは①で述べた内容とも関連するが、このような大合併が実際に行われれば、基礎自治体と住民との距離が、さらに広がってしまう。それでは、もはや、「住民の顔が見える」政治・行政は不可能となり、地方自治法が定める直接民主制的な制度の活用も難しくなる。と

ころが、二層制にしようとする、これまで都道府県が実施してきた事務の大半を基礎自治体に担わせることになるため、基礎自治体の規模を、それに耐えるものにしなければならない。従って、地方自治の本旨の一つである住民自治を犠牲にするという無理をせざるを得なくなるのである。

④導入に当たって、様々な混乱が予想される

まず、都道府県職員の処遇が問題となる。現在都道府県が有している権限の多くは基礎自治体に移譲するとされており、職員についても、都道府県から基礎自治体への移管が検討されているようである。しかしながら、③で述べたように、市町村が大幅に再編される予定であるから、市町村職員自体も削減されると思われる。そのため、実際には、都道府県職員が基礎自治体の職員になる余地はほとんどないと考えられる。一方、道州制導入は、いわゆる「霞ヶ関改革」と表裏一体のものとして考えられていることから、国家公務員数は大幅に削減され、道州政府の職員の大半は、旧国家公務員で構成されると考えられる。故に、都道府県職員が道州政府の職員に転身することも難しいと言わざるを得ない。従って、このままでは、多くの都道府県職員の雇用の維持が困難となることが予想される。

また、府県制廃止の理由として、府県制は明治以来ほとんど変わっておらず、時代遅れになっていると指摘されているが、これは、裏を返せば、それだけ長い時代を経て、深く根を下していることを示していると言えよう。この点について、「府県区域制度の特徴は、その安定性にある。府県制度は、戦後体制はもちろんであるが、明治憲法体制以来、極めて安定している。部分的な境界変更はあったものの、個別の都道府県の統廃合という事態は生じてこなかった。市町村の不可逆的な広域化との対比で、同じ区域問題でありながら、全く異なる結果となっているのは興味深いものである。市町村区域制度と府県区域制度の差異を説明する要因は、すなわち、府県

統合・廃止型の道州制論の成否を説明することにもなる。」との指摘がある⁷。また、「既存府県は、現行体制の結節点の位置にあり、市区町村以上に、各種の制度・組織との相互関連性が深いものである。各種の制度・組織は既存府県を前提に作られているものであり、府県制度の変更は、関連する制度・組織に予測が困難な影響を及ぼしうる。」とされている⁸。事実、現行の都道府県という枠組みは、制度上、社会生活上、そして心理的にも、国民の間にしっかりと定着しており、これを直ちに廃止すれば、大きな社会的混乱につながることを危惧される。

(2) 「三層制型道州制」のメリット

本節では、上述の「二層制型道州制」のデメリットに対する「三層制型道州制」のメリットについて述べる。なお、以下の①から④は、(1)の①から④に、それぞれ対応している。

①住民にとって身近な自治が実現する

市町村でできることは市町村、府県でできることは府県、そして道州でできることは道州というように、可能な限り住民にとって身近な自治体に権限を持たせることにより（いわゆる「補完性の原則」）、住民と行政との距離を縮められる。「二層制型道州制」においても「補完性の原則」が言及されているが、基礎自治体も含めて、政治・行政主体と住民との距離が広がってしまうため、この原則は、実質的には活かされなくなってしまふであろう。しかし、「三層制型道州制」であれば、そのような問題はない。

②多数の繁栄の拠点ができる

府県を存置することにより、各府県庁所在地を中心として、繁栄の拠点を分散できる。州都となった都市とその周辺だけが繁栄し、その他の地域は衰退してしまうという事態が起りにくい。すなわち、「二層制型道州制」の場合に比べて、道州内の地域間格差が生じにくいシステムになっている。また、

国が担ってきた役割のうち、府県に担当させることができるものや、府県が担ってきた役割のうち、基礎自治体に移譲することが難しいものの全てを道州が担う必要がないため、道州が過度に大きな権限を握らずに、権力を分散でき、これにより真の「分権型社会」が実現する。

③更なる市町村の大合併を行う必要がない

基礎自治体の役割を強化することは必要であるが、上述のように、これまで都道府県が担ってきた役割の大半を基礎自治体に担わせることは困難である。仮に可能であったとしても、そのためには更なる市町村の大合併を行わなければならない、それでは住民自治が弱体化してしまう。しかし、府県があれば、府県に市町村を補完する役割を担わせることができるため、そのような大合併を行う必要がない。

④道州制へのスムーズな移行が可能となる

府県を存置することにより、現職の都道府県職員の雇用を維持しつつ、職員数を段階的に削減できる。従って、雇用を巡る混乱が起きることなく、道州制へと移行することが可能である。

また、府県の枠組みはほぼ現行制度のままとするため、大きな社会的混乱も起きないと考えられる。制度上、社会生活上の混乱はもちろんであるが、それらに加えて、ややもすれば軽視されがちであるが非常に重要な問題である心理的抵抗（すなわち、「都道府県民としてのアイデンティティの喪失の危機」に対する抵抗感）も、ほとんどないと思われる。なお、この点に関連して、グローバルな観点から日本の道州制を見た場合にも、例えば観光や産地表示等については、長い歴史を経て定着している府県の方が魅力的であり、親しみが湧き易いのではないかと思われる。

従って、「三層制型道州制」の方が、「二層制型道州制」に比べて、道州制にスムーズに移行することが可能となるとと思われる。

(3) 外国の事例

イタリア・フランス・スペインの南欧三か国においては、「三層制」が採用されている。これらの国々に対しては、EUにおいても、「地方分権度という意味では連邦制に次ぐ位置づけを与えており、いわば、限りなく連邦制に近い単一国家型地方政府システムを採用した国といえるかもしれない。」とされている⁹。私がこれらの国々の地方制度に注目しているのは、我が国が道州制を導入するに当たって、それらが非常に示唆的であり、大いに参考になると考えているからである。ここでは、イタリアの地方制度について述べることにする。

イタリアの地方制度で注目すべき点は、「三層制」と地方自治単位の規模である。もともと、イタリアでは、「県（プロヴィンチア）」と基礎自治体である「コムーネ」の二層制が採られていた。そこに、新たに、より広域の行政区画として「州（レジオーネ）」が設けられ、三層制となった。また、イタリアでは、広域の地域公共団体として「州」が設けられたわけであるが、その規模は、むしろ、我が国の都道府県と肩を並べる程度である。そして、平均的に見れば、イタリアの「県」は、日本の都道府県より小さく、「コムーネ」も、日本の市町村より小さい。さらに、我が国では、近年の「平成の大合併」を始めとして、市町村合併が繰り返され、市町村の規模はほぼ一方的に拡大してきており、道州制を目指す理由の一つとして、都道府県では規模が小さすぎることが挙げられている。それに対し、イタリアでは、近年、ミラノやフィレンツェなどの大規模な県から分離して適正な自治の範囲を求める動きが進み分県によって県の数が増加しており¹⁰、「コムーネ」も、1950年と比べて約300増加している¹¹。このことに関連して、我が国の都道府県は、広域自治体として規模が小さすぎることなく、現在すでに国家行政の多くを移管する受け皿足りうる規模を持っているにもかかわらず¹²、租税などが不十分にしか配分されて

いないとの指摘もある¹³。

イタリアやフランスの地方制度については、「現時点では単一国家形態の中で、地域の主体性を反映し、国民・市民の政府に対する民主的統制を担保するための最も現実的な政治システムと考えられ、わが国の地方政府システム改革案の参考とすべき原型としてもふさわしい姿ではないだろうか。」と指摘されており¹⁴、やはり、今後の道州制導入を巡る議論においては、これらの国々の制度を、是非参考にしてほしいと考える。

(4) 「三層制型道州制」の懸念事項とそれへの回答

「三層制型道州制」にも、もちろん問題点は存在する。しかし、想定される懸念事項の多くは、見方を変えたり、制度上の工夫をすることで、解決が可能となると思われる。以下では、効率性や合理性を巡る懸念事項を取り上げ、それに対する私なりの回答を示す。

三層制にすると、いわゆる「屋上屋を架す」状態となり、効率性や合理性を重視する道州制の理念に反するとの批判がある。道州制の導入により、効率的な行政運営が期待されているにも拘らず、三層制にすると、却って非効率的になってしまうということであろう。しかし、私は、二層制にして道州や基礎自治体の権限が肥大化するよりも、層を増やして権力を分散させ、その行政サービスを担うのに最もふさわしい規模の自治体にその権限を担わせる方が、住民のニーズに素早く且つ柔軟に対応することができ、むしろ効率的であると考え。特に指摘されている地方公務員数が増えてしまうとの批判に対しては、当然府県のスリム化は必要であると考え。ただ、前述のように、職員数を段階的に削減するという方策を採るべきである。

また、効率性や合理性の追求は非常に重要な理念ではあるが、道州制導入の第一の目的は真の「地方分権」・「地域主権」の実現と捉えるべきであり、それらを追求するあまり住民自治が蔑ろにされてしま

うことは避けなければならないという点を付言しておきたい。

4. 「新しい道州制」のかたち

本章では、私が提案する「三層制型」の「新しい道州制」の具体的な姿について、述べることにする。

(1) 国（中央政府）

国（中央政府）の役割は、「道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント」に記されている通り、(ア) 国際社会における国家の存立、(イ) 国家戦略の策定、(ウ) 国家的基盤の維持・整備、(エ) 全国的に統一すべき基準の制定に限定すべきである¹⁵。より具体的には、同中間報告において、基本として検討していく国の役割として、16項目が掲げられている¹⁶。

このように国の役割を限定的に列挙することにより、国が行うべき政策の範囲が明確になる。そして、簡素で効率的な政府となり、戦略的な観点から、国内外の重要課題に専念できるようになる。

(2) 道州（広域自治体）

全国を10程度の「道」又は「州」に分割する。なお、本稿末尾に区割り案の一例を示すが、これはあくまで「一例」であり、区割りを考えるに当たっては、当然のことながら、その地域の住民の意見を最大限反映させるべきである。道州は、①これまで国が担っていた役割のうち、(1)で掲げたものと府県に移譲することが適当であるものを除く事務と、②これまで府県が担っていた役割のうち、より広域的な対応が必要であると考えられる事務を実施する。

道州制と連邦制は根本的に異なる制度であると考えられるが、徹底した地方分権を実現するためには、「連邦制に限りなく近い」道州制が目指されるべきである。従って、道州は、一主権国家に匹敵する権限を有するものとする。ただ、その一方で、道州のみに権限が集中して、各道州がいわば「ミニ中央集権国家」になってしまわないようにしなければならない。

その意味において、府県と市町村が果たすべき役割は大きい。

(3) 府県

道州（広域自治体）と基礎自治体の中間団体として、「府県」を設置する。府県は、①これまで府県が担っていた役割のうち、道州又は基礎自治体に移譲することが適当であるものを除く事務と、②これまで国が担っていた事務のうち、(1)で掲げたものと道州が担うことが適当であるものを除く事務を実施する。さらに、③かつての「郡」のような町村に対する補完的役割として、町村の事務の一部を代行する。

現在も様々な地方分権改革が行われているが、道州制の導入に先立つこれらの改革の結果、国から府県に移譲することができた権限については、府県レベルで十分対応できるということであるから、道州制導入後も府県が担うべきであろう。これが、上記②の意味することである。

(4) 市町村（基礎自治体）

基礎自治体として、「市町村」を設置する。これ以上大規模な合併は行わず、数としては全国で1500程度とする。市町村は、(1)から(3)で掲げたものを除く全ての事務を実施する。ただし、一部の事務については、地域自治区等の地域自治組織に、その実施を委ねることができるものとする。

基礎自治体の機能を強化することは勿論重要であるが、正に「基礎」自治体として住民のニーズに迅速且つ的確に responding していくためには、あまり組織や権限が肥大化するのは望ましくない。従って、あまり大規模化はせず、市町村では対応できない事務は府県が行うようにする。また、基礎自治体のあり方を検討するに当たっては、市民自治組織や近隣自治組織の位置付けと併せて議論していく必要があると思われる。

おわりに

道州制ビジョン懇談会の中間報告で述べられているように、中央集権的な体制の下で、現に種々の問題が生じている。従って、これまでの中央集権型国家を改め、「地域主権型道州制」を導入することは、大変意義深いものであると考える。例えば、大規模災害のような国家的リスクを分散できることや、環境（地球温暖化等）・教育・福祉等の国民生活に密接に関わる政策についての道州間における良い意味での競争、すなわち切磋琢磨が期待できること等、様々な利点があると思われるからである。また、少子高齢化や過疎化が進展している現代において、各地域を活性化するという効果をもたらすと考えられる。

一方で、なお議論を要する点もあると感じる。第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答

申」や道州制ビジョン懇談会の中間報告を始めとする道州制に関する提案の多くは、道州と基礎自治体の二層制を前提としている。つまり、現行の都道府県を廃止して道州を設置するということである。私は、歴史的に見ても都道府県は重要な役割を多々果たしてきており、基礎自治体や道州にその役割の全てを担わせるのは困難であるように思える。従って、道州制導入後も府県レベルの自治体を残すことが最良の選択肢であると考えている。また、その方が、道州制にスムーズに移行することができるのではないだろうか。事実、上述のように、三層制が採られている国々もある。しかし、我が国においては、三層制にすべきとの意見はあまり多くないようである。この点については、三層制を採用している国々の制度を大いに参考にしつつ、今一度十分に議論し、再検討する必要があるのではないかとと思われる。私は、今こそ、我が国の政治・行政、社会、文化にしっかりと根付いている府県の果たしてきた役割を肯定的に見直し、「道州制」という新たな枠組みの中で府県を活かすことにより、真の「地域主権」が実現できると考えている。

〈参考—道州の区割り案の一例（試案）〉



出所：筆者作成

【注】

- 1 松本英昭監修・地方自治制度研究会編集『道州制ハンドブック』（ぎょうせい、2006年8月）18頁以下参照。
- 2 同上、19頁以下参照。
- 3 「道州制ビジョン懇談会中間報告」（2008年3月）23頁以下参照（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324honbun.pdf>）（インターネット情報は以下、いずれも2009年9月15日現在。）
- 4 「道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント」（2008年3月）、「道州制ビジョン懇談会中間報告」（2008年3月）26頁参照。
 〈<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324gaiyou.pdf>〉
 〈<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324honbun.pdf>〉
- 5 「道州制ビジョン懇談会中間報告」（2008年3月）7頁以下参照。（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324honbun.pdf>）
- 6 同上、5頁参照。
- 7 金井利之「第4節 道州制改革実現にかかわる諸要因」総合研究開発機構『広域地方政府システムの提言—国・地域の再生に向けて—』（総合研究開発機構、2005年4月）43頁以下参照。
- 8 同上、52頁以下参照。
- 9 澤井安勇「第1章 地方政府システム改革の意義と研究の進め方」総合研究開発機構『広域地方政府システムの提言—国・地域の再生に向けて—』（総合研究開発機構、2005年4月）9頁参照。
- 10 田口富久治・中谷義和編『比較政治制度論〔第3版〕』（法律文化社、2006年5月）151頁以下参照。
- 11 同上、152頁参照。
- 12 山下茂「南欧三か国の地方制度に学ぶ」『地方自治』平成17年5月号（第690号）（2005年5月）22頁参照。
- 13 同上参照。
- 14 澤井安勇「第1章 地方政府システム改革の意義と研究の進め方」総合研究開発機構『広域地方政府システムの提言—国・地域の再生に向けて—』（総合研究開発機構、2005年4月）9頁参照。
- 15 「道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント」（2008年3月）参照。
 〈<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324gaiyou.pdf>〉
- 16 「道州制ビジョン懇談会中間報告」（2008年3月）17頁参照（<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324honbun.pdf>）

【参考文献】（五十音順）

- ・ 市川太一「道州議会・道州知事と国会の選挙制度」『修道法学』第27巻第2号（2005年2月）
- ・ 宇賀克也『地方自治法概説【第3版】』（有斐閣、2009年4月）
- ・ 江口克彦『いまさら人に聞けない、いま話題の道州制 【図解】地域主権型道州制がよくわかる本』（PHP研究所、2009年8月）
- ・ 江口克彦『国民を元気にする国のかたち—地域主権型道州制のすすめ—』（PHP研究所、2009年1月）
- ・ 江口克彦『地域主権型道州制 日本の新しい「国のかたち」』（PHP研究所、2007年11月）
- ・ 小森治夫『府県制と道州制』（高菅出版、2007年1月）
- ・ 総合研究開発機構『広域地方政府システムの提言—国・地域の再生に向けて—』（総合研究開発機構、2005年4月）
- ・ 田口富久治・中谷義和編『比較政治制度論〔第3版〕』（法律文化社、2006年5月）
- ・ 高橋利安「イタリアにおける地方分権をめぐる動向—2001年憲法的法律第3号の分析を中心に—」『修道法学』第27巻第2号（2005年2月）
- ・ 松本英昭監修・地方自治制度研究会編集『道州制ハンドブック』（ぎょうせい、2006年8月）
- ・ 村松岐夫『テキストブック 地方自治』（東洋経済新報社、2006年6月）
- ・ 山下茂「南欧三か国の地方制度に学ぶ」『地方自治』平成17年5月号（第690号）（2005年5月）

【参照したウェブページ】（順不同）

- ・ 総務省ウェブページ「道州制のあり方に関する答申」（2006年2月）
 〈http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chiyou_seido/singi/pdf/No28_tousin_060228.pdf〉
- ・ 総務省ウェブページ「道州制のあり方に関する答申」骨子（2006年2月）
 〈http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/dousyusei/pdf/060315_5.pdf〉
- ・ 総務省ウェブページ「道州制のあり方に関する答申」イメージ（2006年2月）
 〈http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/dousyusei/pdf/060315_6.pdf〉
- ・ 内閣官房ウェブページ「道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント」（2008年3月）
 〈<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324gaiyou.pdf>〉
- ・ 内閣官房ウェブページ「道州制ビジョン懇談会中間報告」（2008年3月）
 〈<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/080324honbun.pdf>〉

－ ご利用に際して－

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡下さい。